



浜松市

平成23年度 外部評価資料

資料番号	事業名	所管課
1-5	文化財保護・保存事業	文化財課

事業シート2

課コード: 000632000
 担当組織: 文化財課

作成日: 平成23年5月30日
 責任者: 佐野 一夫

基本政策	課	政策	目	事業
計画コード	03	04	0125	01
				012502

款	項	目	事項
予算コード	#REF!	#REF!	#REF!
			11

款	項	目	事項
6	29	10	01

事業名: 文化財保護・保存事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	人工 (正規職員) (単位:人)	22年度	23年度	比較
	33,785	54,341	20,556		2.0	2.0	0.0
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他
	1,870	25,421	1,268		24,900		882

◆事業の目的

文化財保護行政の基本的な業務は指定文化財を保存し、地域の財産として後世に伝えていくことである。これにより市民が文化財に親しむ良好な環境を保持し、地域文化の継承に資する。

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

- ①文化財保護審議会運営事業(補足シート2-①)
 浜松市文化財保護審議会の運営
 ・文化財指定にかかる調査、審議を実施する。
- ②文化財保護事業(補足シート2-②)
 指定文化財の保護・保存事業
 ・文化財を後世に伝えていくために、古墳等の史跡の草刈りや文化財看板現状調査等を実施し、文化財の利用環境を整備していく。
- ③カモシカ保護対策事業(補足シート2-③)
 国の特別天然記念物カモシカによる植栽林の食害対策事業
 ・国庫補助事業として防護柵設置事業を実施する。
- ④文化財保存事業費補助金(補足シート2-④)
 指定文化財等の保存事業を行う所有者等に対する補助金交付
 ・指定文化財所有者等の行う修理・保存事業や無形民俗文化財保存会の伝承活動等について補助金を交付する。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

- ①文化財保護審議会運営事業
 浜松市文化財保護審議会を開催した
 ・開催回数 3回
 ・新指定文化財件数 1件(有形文化財(考古資料)「金銀装円頭大刀」)
 ・先進地視察、市内文化財現状確認の実施
- ②文化財保護事業
 指定文化財の保護・保存事業
 ・市が所有、管理する文化財を後世に伝えていくために、古墳等の史跡の草刈りや文化財説明看板設置等を実施し、文化財の利用環境を整備した。
- ③カモシカ保護対策事業
 国の特別天然記念物カモシカによる植栽林の食害対策事業
 ・国庫補助事業として防護柵設置事業を実施した(設置箇所2箇所 延長900m)。
- ④文化財保存事業費補助金
 指定文化財等の保存事業を行う所有者等に対する補助金交付
 ・交付件数22件

開始年度	終了予定年度	事業の性格分類	根拠法令等						
昭和 *34 年	年	法定受託及び自治事務	文化芸術振興基本法、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例						
会計区分	戦略性	マニフェスト	事業の特徴	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働	
一般会計	分野別計画	○		○			○	○	
行革審答申		外部評価	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		*H20は事業仕分け							

(単位:千円)

		H22	H23	H24計画	H25計画	H26計画	H23~26計
事業費	予算	33,785	54,341	54,341	54,341	54,341	217,364
	決算	31,439					0
財源内訳	国・県支出金	1,628	17,978	17,978	17,978	17,978	71,912
	市債						0
	その他	393	341	341	341	341	1,364
	一般財源	29,418	36,022	36,022	36,022	36,022	144,088
	*一般会計繰入						0
人件費(報酬等)		108	204	204	204	204	816
人件費		16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	64,000
内訳	人工(正規)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	—
	人工(非常勤)						—
	人工(再任用)						—
年間経費(事業費+人件費)		47,547	70,545	70,545	70,545	70,545	282,180

成果指標1		市指定文化財の新規件数					
種類	アウトプット(活動指標)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	件	1	1	1	1	1
	実績	件	1				

成果指標2							
種類	—	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標						
	実績						

◆事業の成果(平成22年度末時点での目的の実現状況 ※活動ではなく状態)

- ①文化財保護審議会
市指定文化財の新指定について1件(有形文化財(考古資料) 金銀装円頭大刀)の答申を得た。
- ②文化財保護事業
二本ヶ谷積石塚群史跡公園(浜北区)等の管理・公開を行うことで、文化財の公開・活用が促進された。指定文化財看板等の設置・修理を行うことで、文化財の周辺環境が良好な状態に維持された。
- ③カモシカ食害対策事業
防護柵を延900mにわたって設置することで、2箇所(延1.22ha)の造成林が保護された。
- ④文化財保存事業費補助金
指定文化財所有者の保存事業等に補助金を交付することで、文化財の損傷箇所が修復される等、文化財が良好な状態で保存された。

◆評価(平成22年度事業の評価)

(1) 必要性: 継続

(理由)

市民共有の貴重な財産である指定文化財等の保護・保存事業は、市が行うべき重要な事業であり、所有者等からの要望も強く、継続の必要性の高い事業である。

(2) 実施主体: 市

(理由)

指定文化財は市民共通の貴重な財産であり、その保存・保護は文化財保護法第3条及び第182条に定められた市の重要な責務であり、今後も市が実施する必要がある。

(3) 選択と集中 現状

(理由)

文化財関係法令に基づき、指定文化財等を良好な状態で保存し後世に伝えていくことは市の重要な事務であることから現状を維持する。

(4) 改善: 改善なし

(理由)

引き続き地域の文化財愛護団体等との情報共有を図り、地域文化の創造・発展に活用する。

今後の方向性 現状

指定文化財等を良好な状態で保存し後世に伝えていくことは市の重要な事務であることから、地域との情報共有を進めながら継続して実施していく。

◆改革・改善(評価を反映して何を見直したか)

(1) これまでに実施した改革・改善(平成23年度予算で反映したものを含む)

- ・文化財保護事業については、市民からの情報提供により、損傷した文化財説明看板等を修理した。
- ・文化財保存事業費補助金については、災害等により損傷した文化財の修理等に早急に対応できるよう存置の予算枠を確保した。
- ・国の緊急雇用創出事業として、文化財看板調査を実施する。
- ・カモシカ食害対策事業については、植林地の拡大にあわせて防護柵設置距離を延長した。
- ・県指定有形文化財旧王子製紙製品倉庫の保存管理を博物館から継承した。

(2) 今後の改革・改善計画(いつまでに何をどう見直す)

- ・市指定文化財の新規指定件数年1件を目標とする。
- ・平成23年度中に浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱を見直す。

補足シート2-①

予算コード	款 項 目			事 項	
	#REF!	#REF!	#REF!	11	06

事業名：文化財保護審議会運営事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
		139	139	0				
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	11						128	

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

○浜松市文化財保護審議会の開催(3回)

◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうだったか)

- 文化財保護審議会を3回開催した。
- 浜松市指定文化財の新指定について諮問し、1件の答申がなされた(有形文化財(考古資料)金銀装円頭大刀)。
- 行政視察を実施した(視察先 山梨県甲府市、笛吹市)

補足シート2-②

予算コード	款 項 目			事 項	
	#REF!	#REF!	#REF!	11	11

事業名：文化財保護事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
		9,799	24,939	15,140				
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	1,859	21,058	1,268				754	

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

- 指定文化財を後世に伝えていくため、保護・保存事業を行う。
 - ・史跡公園(二本ヶ谷積石塚群史跡公園、高根城公園等)を維持管理する。
 - ・古墳等史跡の草刈りや文化財説明看板設置等を実施し、文化財の利用環境を整備する。
 - ・国の緊急雇用創出事業として、文化財看板現状調査を実施する。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうだったか)

- 指定文化財を後世に伝えていくため、保護・保存事業を行った。
 - ・二本ヶ谷積石塚群史跡公園(浜北区)や高根城史跡公園(天竜区)等の維持管理・公開を行った。
 - ・根堅遺跡音声付説明板(浜北区)等文化財看板の修理を行い、見学者が文化財に親しみやすい環境を整備した。
 - ・火穴古墳内木橋修繕(西区)等指定文化財周辺環境の整備を行い、文化財見学の利便性を図った。

補足シート2-③

予算コード	款 項 目			事 項	
	#REF!	#REF!	#REF!	11	16

事業名：カモシカ食害対策事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
		2,727	4,363	1,636				
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
		4,363						0

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

○天然記念物食害対策費国庫補助要項(天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費に対する補助)に基づき、国庫補助事業(国補助率は、経費の2/3)として、幼齢造林木の周囲に防護柵延1,600mを設置する。

3箇所(延3.45ha)の幼齢造林木を防護する。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうだったか)

○天竜区水窪町地内において、造林地の幼齢木をカモシカの食害から防護するため、防護柵を延900mにわたって設置した。この結果、2箇所(延1.22ha)の幼齢造林木が防護された。

補足シート2-④

予算コード	款 項 目			事 項	
	#REF!	#REF!	#REF!	11	21

事業名：文化財保存事業費補助金

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
		21,120	24,900	3,780				
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
					24,900			0

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

○浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、指定文化財所有者等の行う文化財保存事業に対して補助金を交付する。

- ・建造物保存修理事業(県指定龍潭寺本堂等)に対する補助 2件
- ・美術工芸品保存修理等事業(県指定方広寺木造釈迦如来及両脇侍像等)に対する補助 2件
- ・民俗文化財保存伝承・活用等事業(国指定西浦の田楽等)に対する補助 10件
- ・指定文化財管理事業(国指定宝林寺仏殿・方丈等)に対する補助 7件

○浜松市文化財保存費補助金交付要綱を見直す。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうだったか)

○指定文化財所有者等の保存事業に対し補助金を交付した。

- ・補助金交付件数 22件

○文化財保存事業に対する補助金を交付したことにより、指定文化財管理や無形民俗文化財の伝承活動が円滑に実施され、市民の共有財産として後世に残すことができた。

論点シート

事業番号	1 - 5	事業名	文化財保護・保存事業
部局	生活文化部	所管課	文化財課
H23 予算	54,341 千円	所管課	現状
H22 予算	33,785 千円	一次評価	
評価対象事業についての論点等			
<p>《文化財保存事業費補助金》 (国や県が指定した文化財に対する市の補助について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県からの補助はあるか ・国・県の補助に対する市の上乗せ補助や、市の単独補助は必要か 			
評価対象事業についての二次評価			
<p>【改善（一部廃止）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存事業費補助金について国・県の指定文化財に対する市の補助のあり方を廃止を含めて検討すべき 			

■文化財保護・保存事業 《文化財保存事業費補助金》

国や県が指定した文化財に対する市の補助についての考え方をまとめました。

論点 国や県が指定した文化財に対する市の補助について

◎国や県が指定した文化財に対する国や県からの補助はあるか

- ・指定の段階に応じて、国・県・市それぞれが応分の負担を負うため、国指定の場合は国と県から、県指定の場合は県からの補助があります。
- ・対象事業や補助率等は、種別ごとの要項によって定められています。

考え方

指定文化財については、それぞれ法令により所有者が管理しなければならないとされています。そのため、所有者は維持管理及び修理の経費についても、自ら負担しなければなりません。しかし、その維持管理又は修理の費用が多額を要し、所有者の負担に耐えない場合やその他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充ててもらうため、それぞれ法令に基づき補助金を交付できるとしています〔*別紙1〕。

補助事業の対象者

補助事業の対象者は、文化財の所有者、管理者、市町村、都道府県等 となっております。浜松市も市が所有・管理する国指定文化財に係る事業（国指定史跡蜷塚遺跡の公有地化事業など）では、国の補助制度の恩恵を受けています

◎国や県からの補助に対する市の上乗せ補助や、市の単独補助は必要か

- ・必要と考えます。以下、その根拠や現状、効果等についてまとめます。

【文化財は貴重な国民共有の財産であり、地域にとってかけがえのない資産である】

- ・文化財は私たちの祖先が長年にわたって守り伝えてきた貴重な国民共有の財産であり、地域で育まれた文化と密接な関係を有する、地域にとってかけがえのない資産です。
- ・文化財は地域文化の象徴であり、かけがえのない地域資産としての公益性も持つため、地域全体で守り後世に伝えていくことが大切です。
- ・文化財のうち後世に確実に伝えていく価値・必要のあるものが指定文化財に指定されています。
- ・国・県指定文化財は、こうした指定文化財の内でも特に重要なものであり、国民（県民、市民）は文化財による文化的恩恵を享受するとともに、それを後世に残し伝える責務があります。

【文化財がおかれている現状】

- ・指定文化財には文化財的価値が損われないための厳しい規制が課せられているだけでなく、市内の文化財の多くは中山間地域に所在しており〔*別紙2〕、社会情勢、経済情勢の変化により、文化財を後世に残し伝えていくことが困難になっています。
- ・有形文化財の場合、文化財的価値を維持するための厳しい規制があり、保存修理方法が限定され、通常の工事に比べ経費がかかります。そのため、所有者にとっては財政面での負担が大きくなります。
- ・無形民俗文化財の場合、そのほとんどが中山間地域において伝承されており、過疎化、少子高齢化による地域力の衰退の影響で、伝承活動が困難になっており、廃絶の危機に直面しているものもあります。
- ・市長マニフェストでは、「民俗芸能など伝統文化の保存と継承」が謳われており、無形民俗文化財の保護保存活動に取り組むことで、ひとつの浜松を醸成するとしています。

【国や県が指定した文化財に対する市の補助は必要である】

- ・指定文化財は法令により現状変更の規制等厳しい規制があり私権が制限されており、文化財所有者にとっては大きな負担となっています。
- ・文化財の保存・継承に対する第一義的な責任は所有者にあります。国民の共有財産であるところから、所有者の保存・伝承事業に対して、所有者の負担に耐えない場合やその他特別の事情がある場合には、国や地方自治体による補助制度が設けられています。
- ・国・県指定文化財も国民共有の財産であるとともに、地域にとってもかけがえのない資産であるところから、国民（県民、市民）共有の財産を守るために、大きな負担を強いられている所有者に対して国・県・市がそれぞれに応分の負担・支援をすることによって、所有者の保存事業を支援し、文化財を確実に次代に継承していくことが必要です。
- ・国や県の指定を受けていても、浜松市に所在することによって変わりはなく、地域（市）から乖離しているわけではありません。
- ・結果、補助金の交付を受けた適正な保護措置により文化財的価値が維持された指定文化財からの恩恵を享受するのは地域（市及び市民）です。（観光振興、地域活性化による地域社会、地域経済への効果）
- ・また、補助金交付は、所有者からの申請に基づくものであり、補助対象事業が明確な事業費補助です。（必要な保護事業に対する補助であり、団体運営費補助、謝礼的補助ではありません。）

【補助事業の効果】

- ・国民の共有財産であるとともに、地域のかけがえのない資産である文化財が、次世代へと着実に守り継がれていきます。
- ・補助事業によって保存・伝承された文化財を核に、観光、農林水産、伝統産業等と連

携した地域振興事業が推進され、文化財が地域産業振興の一翼を担っています。

(例) 国・県指定文化財を多数持つ寺院の連携による「湖北五山」等の観光事業

国・県指定無形民俗文化財に指定された民俗芸能団体等による公演事業

- ・ 補助事業により保存整備された文化財建造物や史跡名勝天然記念物は、地域の風景、景観を構成する重要な要素として認識され、ハード面における快適な環境の形成に重要な役割を担っています。
- ・ 補助事業により伝承された無形の民俗文化財は、地域に根ざした伝統文化として認識が深まり、地域おこし、まちづくりの核となっています。
- ・ 特に、補助事業により保存伝承された文化財は観光資源として、観光振興に果たす役割が大きく、誘客による経済効果により地域活性化が期待できます。
- ・ 結果的に、文化財が適正に保存伝承されることで、もっとも恩恵を受けるのは、地域（浜松市）であり、浜松市民・地域住民です。

○国・県の補助に対する市の上乗せ補助や、市の単独補助は必要か？

(いわゆる「上乗せ補助」について)

- ・ 構造的には「市の上乗せ」補助ではありません[*別紙3]。
- ・ 国、県が上乗せして補助している構造となっています。
- ・ 文化財指定は、通常、市→県→国の順に指定となり、文化財的価値が損われないための規制が強化されます。ある文化財の補助事業実施にあたり、当初、市のみ経費負担していたものが、県指定になれば県も負担し、国指定になれば国も負担するという構造であり、結果的に、市の負担が減ることになります。さらに所有者の負担も軽減されることに最も大きな意味があります。このことは、所有者の私権を厳しく制限することに対する裏付けともなっています。
- ・ 国民（県民、市民）共有の財産である文化財を、国、地方を問わず、所有者を含め官民一体となって守り伝えていく姿勢を体現しているものです。地方分権の時代、地方の財産（文化財）を地方（市）が文化財を守る姿勢を示すことが重要です。
- ・ 所有者による国・県補助申請にあたっては、文化財が所在する地方自治体（市町村）を経由して行われますが、その採択にあたって市としての対応・姿勢も検討対象となります。市としての積極的な姿勢を示さないと、市が補助対象者となることを含めて、国・県補助事業の採択が困難となる場合も想定されます。

(国・県指定文化財に係る事業に市が単独補助する理由と効果)

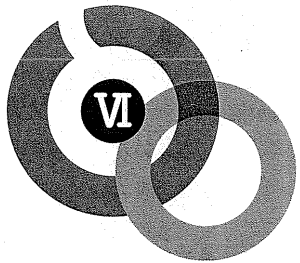
- ・ 国庫補助には最低額（補助対象経費 2,000 千円）が設けられており、それに満たない経費の事業に対する補助を市の責務において行っているものです。
- ・ その多くは無形民俗文化財保存団体（民俗芸能）の伝承活動に対する補助です。ほとんどの保存団体は天竜区や北区の中山間地に位置し、過疎化・少子高齢化の影響で構成

員そのものの維持も困難に直面しています。無形民俗文化財の伝承活動については、継続的に実施しないと、伝承が困難になる事態もありえます。市長はマニフェストで「民俗芸能など伝統文化の保存と継承」し、無形民俗文化財の保護保存活動に取り組むことで、ひとつの浜松を醸成すると謳っているところから、こうした保存団体の日常的な伝承活動に対する支援は、浜松市としての責務と考えます。

- ・ 史跡や建造物の維持管理事業の補助については、草刈りや伐木等の所有者の日常管理業務に対する補助です。史跡や建造物は広く市民に公開されており、こうした活動がなければ、市民は見学が困難となります。所有者の管理事業は公益性を持った事業であるところから、こうした補助は、こうした日常活動を支援する意味で大きな意義があると考えています。
- ・ 国、県の指定を受けていても浜松市に所在することに変わりはなく、地域の文化遺産を守り伝える姿勢を体現しているものです。
- ・ 市内に所在する文化財を後世に残し伝えることは、市の重要な責務であり、それを円滑に実施するために補助金を交付することは行政として必要不可欠な施策です。

【参考資料】

- ① [別紙 1] 文化庁『我が国の文化行政（平成 22 年度）』平成 22 年
- ② [別紙 2] 指定文化財集計表（平成 23 年 4 月 1 日現在）
- ③ [別紙 3] 文化財保護・保存事業≪文化財保存事業費補助金≫パワーポイントスライド
- ④ 浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱
- ⑤ 国・県指定等文化財補助金交付実績一覧（平成 21・22 年度）



文化財の保存と活用

1 文化財保護制度の概要

1. 概要（「国指定文化財等件数一覧」等）

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

◆国指定文化財等件数一覧 平成22年4月1日現在

指定		件数	備考
重要文化財(うち国宝)	12,709件	(1,079件)	※1
建造物	2,359件	(215件)	
美術工芸品	10,350件	(864件)	
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	39件 (58人)	
	総合認定	12件 (12団体)	
工芸技術	各個認定	42件 (55人)	※2
	保持団体認定	14件 (14団体)	
重要有形民俗文化財		210件	
重要無形民俗文化財		266件	
史跡名勝天然記念物(うち特別史跡名勝天然記念物)		2,893件	(161件) ※3
史跡	1,635件	(60件)	
名勝	319件	(29件)	
天然記念物	939件	(72件)	
選定			
重要文化的景観		19件	
重要伝統的建造物群保存地区		86地区	
登録			
登録有形文化財(建造物)		7,856件	
登録有形文化財(美術工芸品)		10件	
登録有形民俗文化財		16件	
登録記念物		51件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術		保持者・団体	
	保持者	47件 (52人)	
	保存団体	29件 (31団体)	※4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む
 ※2 工芸技術の各個認定者は重複認定があり、実員数は54人となる
 ※3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む
 ※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は29団体

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財(美術工芸品、建造物、民俗文化財等)については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

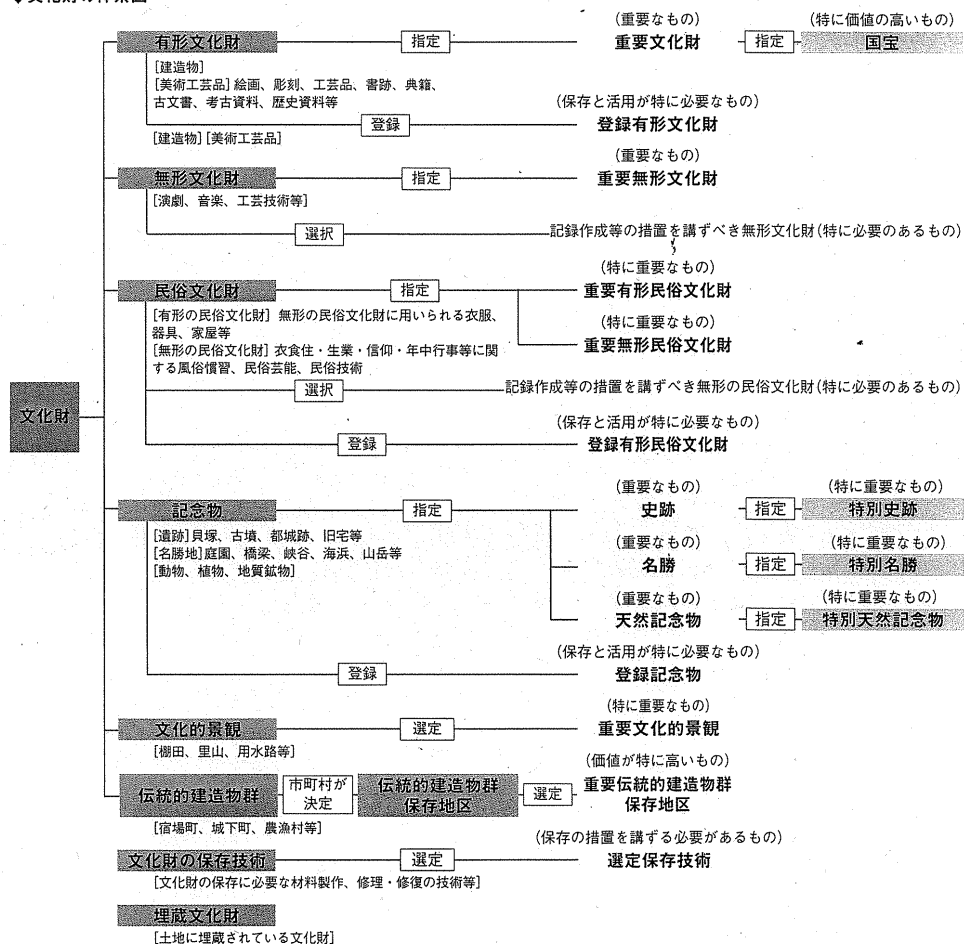
また、近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化財(有形文化財、有形民俗文化財、記念物)等を対象とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度を設けています。登録制度は、国・地方公共団体の指定以外の文化財のうち保存と活用が特に必要なものを国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するものです。

さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定、土地に埋蔵されている文化財についても埋蔵文化財として発掘に関する一定の制限を課すなどの保護のための措置を行っています。

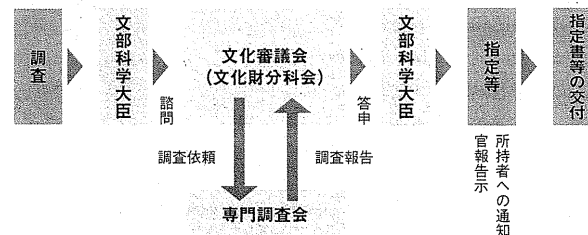
文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると右図のようになります。

2. 文化財の体系図

◆文化財の体系図



◆文化財の指定・登録・選定を受けるまで



			中区	南区	東区	浜北区	西区	北区	天竜区	重複	小計	合計	
記念物	史跡	国	1					1			2	77	
		県	1			1		5	3		10		
		市	3	1	1	6	8	24	23	-1	65		
	名勝	国						1				1	10
		県					1	5		-1	5		
		市	1				1		3	-1	4		
	天然記念物	国				1			1			2	64
		県	2		1			3	10		16		
		市	2	3		2	4	19	18	-2	46		
有形文化財	建造物	国					1	4			5	29	
		県						3	1		4		
		市	3		1	3	2	4	7		20		
	絵画	国						1				1	28
		県						5			5		
		市				1		11	10		22		
	彫刻	国						2				2	68
		県		1	1		2	8			12		
		市	2	3		2	5	32	10		54		
	工芸品	国	2					2	3			7	49
		県	4	1			2	1	1		9		
		市	3				2	14	14		33		
	書跡	国						1				1	30
		県							1		1		
		市	11			1		10	6		28		
	典籍	国						1				1	6
		県	1								1		
		市	1					3			4		
	古文書	国										0	20
		県							1		1		
		市	3		1	2	5	3	5		19		
	考古資料	国										0	14
		県	3			1		2			6		
		市	2				2	4			8		
	歴史資料	国										0	6
		県									0		
		市	1					4	1		6		
無形文化財	無形	国						1	2	-1	2	11	
		県					1	2	2		5		
		市	1			1		1	2	-1	4		
有形	国										0	15	
	県					1	1	2		4			
	市				1		3	7		11			
内訳	国指定	3	0	0	1	1	14	6	-1	24			
	県指定	11	2	2	2	7	35	21	-1	79			
	市指定	33	7	3	19	29	132	106	-5	324			
合計		47	9	5	22	37	181	133	-7	427			
重複	ひよんどりとおくない(北・天竜) 浜名湖(西・北) ギフチョウ(北・天竜) 遠州大念仏(中・浜北) 佐鳴湖(中・西) ウミガメ(南・西) 東大山一里塚(北・西)												
登録有形文化財				1	3			13	13		30		
国選択無形民俗文化財								2	2		4		
県選択無形民俗文化財								3			3		



文化財保護・保存事業 《文化財保存事業費補助金》

平成23年度 外部評価

H23.6.25

生活文化部 文化財課

■文化財保護法及び条例等における国、県市、所有者、市民の主な役割

文化財

国

- 文化財保護法の制定
- 重要な文化財の指定、選定、保存と活用が特に必要な文化財の登録
- 指定文化財の所有者に対する管理、修理、公開に関する指示、命令、勧告
- 指定文化財の現状変更等の規制、輸出の制限、現状回復命令
- 指定文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助
- 文化財の公有化に対する補助
- 指定文化財等に係る課税上の特例措置の認定
- 博物館、劇場等の公開施設、文化財研究所の設置、運営

県・市

- 文化財保護条例の制定
- 重要な文化財の指定、選定等（国指定等を除く）
- 指定文化財の所有者等に対する管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等の制限
- 指定文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助
- 文化財の保存・公開のための施設の設置、運営
- 文化財の学習活動、愛護活動、伝承活動等文化財保護のための地域活動の推進
- 管理団体としての国指定文化財の管理、修理

所有者等

- 国及び県市指定文化財等に関し、所有者の変更、滅失、毀損、所在の変更等に係る届出
- 文化財の管理、修理
- 文化財の公開
- 重要文化財等の譲渡に際しての国に対する売渡の申出

市民

- 国及び県市の行う文化財保護の活動への協力
- 遺跡の発見に関する届け出
- 周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘に際する届け出
- 埋蔵文化財調査のための発掘に際する届け出

公的補助金

◆国庫補助金

(法、規則、要綱、要領、要項29本、取扱要領3本)

◆県費補助金

(規則、要綱2本)

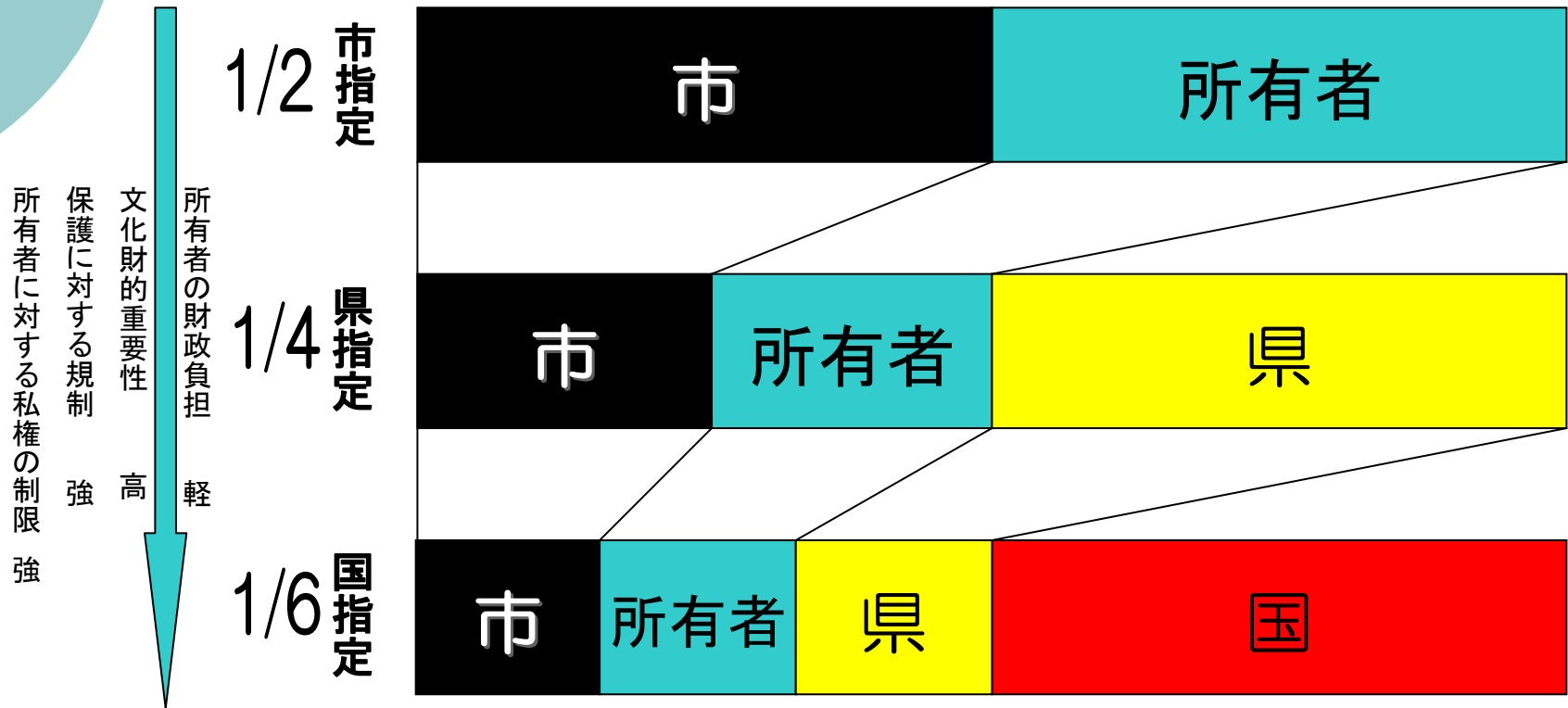
◆市費補助金

(「浜松市補助金交付規則」
「浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱」)

- ①趣旨 ②補助事業者 ③補助対象事業 ④補助対象経費
⑤補助率(限度額)が定められている

「市の上乗せ」補助ではない・・・！

通常、文化財指定は、市 → 県 → 国 の順に上位指定される。上位指定になれば所有者と市の財政負担は減少する！



浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。）及び浜松市文化財保護条例（昭和52年浜松市条例第28号。以下「市条例」という。）の規定により指定及び選択された市内に所在する文化財の保存と活用を図り、市民の文化向上に資するため、文化財保存事業（以下、「補助事業」という。）を行う所有者、管理者、保持者等（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において補助事業とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づく国庫補助金の交付を受ける事業
- (2) 静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び静岡県文化財保存費補助金交付要綱、指定文化財管理事業費補助金交付要綱に基づく県費補助金の交付を受ける事業
- (3) 法、県条例及び市条例の規定により指定及び選択された文化財の保存事業

(補助対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 建造物保存修理事業
 - (2) 美術工芸品保存修理等事業
 - (3) 無形文化財伝承・活用等事業
 - (4) 有形民俗文化財修理等事業
 - (5) 民俗文化財保存伝承・活用等事業
 - (6) 記念物保存修理事業
 - (7) 天然記念物保護事業
 - (8) 指定文化財管理事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
- (1) 補助事業に要する経費のうち、交際費、食料費、慶弔費
 - (2) 史跡、名勝において、当該文化財を有料公開している補助事業者が行う荒廃防止事業

(補助率等)

第4条 補助金の交付は、補助事業者に対して単年度を限り行うものとし、その補助額は毎年度予算の範囲内において、補助事業に要する経費の2分の1以内とする。ただし、第2条第1号又は同

条第2号の事業については、採択事業費から国及び県の補助金額を差し引いた額の2分の1以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表のとおり定める額を限度とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に定める書類各1部をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 事業計画書(第3号様式)
- (4) 個人、企業の場合は、原則、市税を完納していることを示す書類(納税証明書の写し)

(決定通知)

第6条 補助金の交付決定は、補助金交付額決定通知書(第4号様式)により通知する。

(変更の承認申請手続)

第7条 補助事業者は、第5条第1号に定める補助事業の変更をしようとする場合には、次の各号に定める書類各1部をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更承認申請書(第5号様式)
- (2) 変更収支予算書(第2号様式)
- (3) 変更事業計画書(第3号様式)

(変更の承認通知等)

第8条 計画変更の承認等は、補助金の計画変更の承認及び変更交付額決定通知書(第6号様式)により通知する。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したときは、補助事業者は、次の各号に定める書類各1部を事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書(第7号様式)
- (2) 収支決算書(第2号様式)
- (3) 事業実績書(第3号様式)
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する写真
- (5) 委託、請負で実施した場合は、契約書の写し、完了報告書の写し等(契約期間、金額を証明する書類)

(補助金の額の確定等)

第10条 前条に定める事業実績報告書等の提出があった場合、市長はこれを審査し、適当と認めるときは、補助金交付額確定通知書(第8号様式)により通知する。

2 補助事業者は、前項の補助金交付額確定通知書受領後直ちに請求書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は前条の規定による請求書の提出を受けて補助金を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書(第10号様式)に資金計画表(第11号様式)を添えて市長に申請しなければならない。

(概算払の承認等)

第12条 市長は、補助事業の目的を達成するため概算払の必要があると認めたときは、補助金概算払承認通知書(第12号様式)により通知する。

2 補助事業者は、前項の補助金概算払承認通知書受領後直ちに概算払請求書(第13号様式)を市長に提出するものとする。

(現地調査等)

第13条 市長は、規則第5条第1項及び第14条の規定に基づき、必要があると認める場合は現地調査を行うものとする。

2 市長は、規則第12条の規定に基づき、補助事業が適正に遂行されるよう現地調査等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度から平成23年度までの補助金に適用する。

別表（第4条第2項関係）

（単位：千円）

区分	事業区分	対象事業	補助率	限度額
第2条第1号 の補助事業	建造物保存修理	屋根葺替、解体修理等の保存修理	国庫県費 補助残額 の1/2以 内	30,000
	美術工芸品保存修理等	美術工芸品の修理等		1,666
		保存施設整備		5,000
	無形文化財伝承・活用等	伝承者養成、現地公開、記録作成等		1,666
	有形民俗文化財修理等	有形民俗文化財保存のための修理、 環境整備等		1,666
	民俗文化財保存伝承・活用等	伝承基盤整備、記録作成等		1,666
	記念物保存修理	記念物保存のための修理、環境整備等		1,666
天然記念物保護	天然記念物保護、増殖	1,666		
第2条第2号 の補助事業	建造物保存修理	屋根葺替、解体修理等の一般保存修理	県費補助 残額の 1/2以内	7,500
		屋根葺替、解体修理等の大規模保存修理		18,000
	美術工芸品保存修理等	美術工芸品の修理等		3,750
		保存施設整備		12,500
	無形文化財伝承・活用等	伝承者養成、現地公開、記録作成等		3,750
	有形民俗文化財修理等	有形民俗文化財保存のための修理、 環境整備等		3,750
	民俗文化財保存伝承・活用等	伝承基盤整備、記録作成等		3,750
	記念物保存修理	記念物保存のための修理、環境整備等		3,750
	天然記念物保護	天然記念物保護、増殖		3,750
指定文化財管理	防災設備保守点検等、史跡・名勝の 荒廃防止、建造物等の環境保全	1,000		
第2条第3号 の補助事業	建造物保存修理	屋根葺替、解体修理等の保存修理	対象経費 の1/2以 内	30,000
	美術工芸品保存修理等	美術工芸品の修理等		7,500
		保存施設整備		25,000
	無形文化財伝承・活用等	伝承者養成、現地公開、記録作成等		7,500
	有形民俗文化財修理等	有形民俗文化財保存のための修理、 環境整備等		7,500
	民俗文化財保存伝承・活用等	伝承基盤整備、記録作成等		7,500
		伝承活動		70
	記念物保存修理	記念物保存のための修理、環境整備等		7,500
	天然記念物保護	天然記念物保護、増殖		7,500
指定文化財管理	防災設備保守点検等、史跡・名勝の 荒廃防止、建造物等の環境保全	30		

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

補助金交付申請書

年度において文化財保存事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

- (1) 事業名
- (2) 目的
- (3) 内容

2 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

3 補助事業の完了の予定期日その他補助事業の遂行に関する計画

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

5 その他

第2号様式（第5条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

（1）収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

第3号様式（第5条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業の名称	
文化財の名称	
事業の着手及び完了（予定）期日	
事業の内容	

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第4号様式（第6条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

補助事業者住所（所在地）
補助事業者氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長 印

補助金交付額決定通知書

年 月 日付け申請のあった 年度文化財保存事業費補助金について、下記
のとおり決定します。

記

1 交付の対象

2 金 額

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

3 交付の条件

- (1) 補助金は、当該事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 事業の実施場所の変更又は事業量の20パーセントを超えて変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を当該経費の20パーセントを超えて変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 規則第19条に定める財産とは、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。
- (6) 市長の承認を受けて前項に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (9) 浜松市補助金交付規則及び浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく市長の指示に従うこと。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた文化財保存事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 その他

浜松市指令 第 号
年 月 日

補助事業者住所（所在地）
補助事業者氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長 印

補助金の計画変更の承認及び変更交付額決定通知書

年 月 日付け申請のあった文化財保存事業の計画変更については、申請のとおり承認します。

なお、この変更承認に伴い、先に交付決定をした補助金について、次のとおり変更交付決定をします。

記

- 1 交付の対象
- 2 前回までの交付決定額
- 3 今回変更額
- 4 変更後の交付決定額

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

5 交付の条件

- (1) 補助金は、当該事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 事業の実施場所の変更又は事業量の20パーセントを超えて変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を当該経費の20パーセントを超えて変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 規則第19条に定める財産とは、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。
- (6) 市長の承認を受けて前項に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (9) 浜松市補助金交付規則及び浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく市長の指示に従うこと。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
報告者
氏名（名称及び代表者氏名）

印

事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた文化財保存事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の内容及び成果

- (1) 事業名
- (2) 内 容
- (3) 成 果

2 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

3 補助事業の完了の期日その他補助事業の実施に関する実績

4 補助金交付申請書と相違した場合はその理由

5 交付確定を受けたい金額とその算出の基礎

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

6 その他

第 号
年 月 日

補助事業者住所（所在地）
補助事業者氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長 印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付け報告のあった 年度文化財保存事業費補助金について、審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり確定します。

記

1 交付の対象

2 確定金額

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

3 交付の条件

- (1) 補助金は、当該事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 事業の実施場所の変更又は事業量の20パーセントを超えて変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を当該経費の20パーセントを超えて変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 規則第19条に定める財産とは、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。
- (6) 市長の承認を受けて前項に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (9) 浜松市補助金交付規則及び浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく市長の指示に従うこと。

請 求 書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた文化財保存事業の補助金として、上記の金額を請求します。

支 払 方 法	口 座 振替払	銀 行	本店	普通預金	第 号
		信用金庫	支店	当座預金	
		農 協	支所		

年 月 日

(あて先)
浜松市長

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）

印

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

補助金概算払申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付の決定を受けた文化財保存事業について、浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱第11条の規定により概算払されるよう申請します。

記

1 事業名

2 理由

3 時期

4 補助金交付決定額

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

5 補助金概算払申請額

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

6 資金計画表 別紙（第11号様式）のとおり

7 その他

第11号様式（第11条関係）

資 金 計 画 表

単位：千円

	項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
収 入	浜松市補助金						
	計						
支 出							
	計						
	収支差引						
	前月より繰越						
	翌月へ繰越						

単位：千円

	項 目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収 入	浜松市補助金							
	計							
支 出								
	計							
	収支差引							
	前月より繰越							
	翌月へ繰越							

第12号様式（第12条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

補助事業者住所（所在地）
補助事業者氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長 印

補助金概算払承認通知書

年 月 日付け申請のあった文化財保存事業費の概算払について、補助事業の目的を達成するため必要があると認められるので、下記のとおり承認します。

記

1 交付の対象

2 概算払承認額

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

3 承認の条件

- (1) 補助事業の目的を達成するために使用すること。
- (2) その他交付の条件に記された事項を遵守すること。

概算払請求書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた文化財保存事業の補助金として、上記の金額を請求します。

支払 方法	口座 振替払	銀行	本店	普通預金	第 号
		信用金庫	支店	当座預金	
		農協	支所		

年 月 日

(あて先)
浜松市長

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）

印

■平成21年度 国・県指定等文化財補助金交付実績一覧

No.	事業名	補助対象経費	内訳			
			国	県	市	所有者等
1	国指定重要無形民俗文化財 遠江のひよんどりとおくない 民俗文化財保存伝承・活用等事業	22,064,770	11,031,000	1,666,000	1,666,000	7,701,770
2	国指定重要文化財 宝林寺仏殿・方丈 建造物保存修理事業	5,386,905	2,962,000	808,000	808,000	808,905
3	県指定有形文化財 龍潭寺本堂 建造物保存修理事業	109,239,000	-	36,000,000	18,000,000	55,239,000
4	県指定天然記念物 春野スギ 天然記念物再生事業	735,000	-	367,000	184,000	184,000
5	国指定重要文化財 宝林寺仏殿・方丈 指定文化財管理事業	250,220	-	125,000	62,000	63,220
6	国指定重要文化財 方広寺七尊菩薩堂 指定文化財管理事業	29,500	-	14,000	7,000	8,500
7	国指定重要無形民俗文化財 寺野のひよんどり 民俗文化財保存伝承・活用等事業	695,667	-	-	70,000	625,667
8	国指定重要無形民俗文化財 川名のひよんどり 民俗文化財保存伝承・活用等事業	477,000	-	-	70,000	407,000
9	国指定重要無形民俗文化財 懐山のおくない 民俗文化財保存伝承・活用等事業	160,350	-	-	70,000	90,350
10	国指定重要無形民俗文化財 西浦の田楽 民俗文化財保存伝承・活用等事業	240,420	-	-	120,000	120,420
11	県指定無形民俗文化財 滝沢の放歌踊 民俗文化財保存伝承・活用等事業	140,000	-	-	70,000	70,000
12	県指定無形民俗文化財 横尾歌舞伎 民俗文化財保存伝承・活用等事業	359,641	-	-	70,000	289,641
13	県指定無形民俗文化財 川合花の舞 民俗文化財保存伝承・活用等事業	251,922	-	-	70,000	181,922
14	県選択無形民俗文化財 今田花の舞 民俗文化財保存伝承・活用等事業	110,780	-	-	40,000	71,780
15	国指定重要文化財 浜名総社神明宮本殿 指定文化財管理事業	91,035	-	-	30,000	61,035
16	県指定史跡 陣座ヶ谷古墳 指定文化財管理事業	65,000	-	-	30,000	35,000

■平成22年度 国・県指定等文化財補助金交付実績一覧

No.	事業名	補助対象経費	内訳			
			国	県	市	所有者等
1	県指定有形文化財 龍潭寺本堂 建造物保存修理事業	130,820,000	-	36,000,000	18,000,000	76,820,000
2	県指定天然記念物 春野スギ 天然記念物再生事業	1,291,000	-	645,000	323,000	323,000
3	国指定重要文化財 宝林寺仏殿 指定文化財管理（小修理）事業	1,606,500	-	803,000	401,000	402,500
4	国指定重要文化財 宝林寺仏殿・方丈 指定文化財管理事業	250,220	-	125,000	62,000	63,220
5	国指定重要文化財 方広寺七尊菩薩堂 指定文化財管理事業	29,500	-	14,000	7,000	8,500
6	国指定重要無形民俗文化財 寺野のひよんどり 民俗文化財保存伝承・活用等事業	1,412,457	-	-	70,000	1,342,457
7	国指定重要無形民俗文化財 川名のひよんどり 民俗文化財保存伝承・活用等事業	477,000	-	-	70,000	407,000
8	国指定重要無形民俗文化財 懐山のおくない 民俗文化財保存伝承・活用等事業	160,000	-	-	70,000	90,000
9	国指定重要無形民俗文化財 西浦の田楽 民俗文化財保存伝承・活用等事業	259,716	-	-	120,000	139,716
10	県指定無形民俗文化財 滝沢の放歌踊 民俗文化財保存伝承・活用等事業	140,000	-	-	70,000	70,000
11	県指定無形民俗文化財 横尾歌舞伎 民俗文化財保存伝承・活用等事業	457,562	-	-	70,000	387,562
12	県指定無形民俗文化財 川合花の舞 民俗文化財保存伝承・活用等事業	218,604	-	-	70,000	148,604
13	県選択無形民俗文化財 今田花の舞 民俗文化財保存伝承・活用等事業	108,428	-	-	40,000	68,428
14	国指定重要文化財 浜名総社神明宮本殿 指定文化財管理事業	69,300	-	-	30,000	39,300
15	県指定史跡 陣座ヶ谷古墳 指定文化財管理事業	65,000	-	-	30,000	35,000